

中国 外資に関する奨励 - 各種優遇措置 詳細

1. 税制優遇政策
2. 地域別優遇政策
3. プロジェクト別優遇政策
4. 保税區・特別奨励区内の優遇政策

1. 税制優遇政策

外資系企業に対して優遇政策を実施しており、国家奨励投資業種・地域に対しても税制優遇政策を実施している。

1-1. 法人税

(1) 税率

- ①企業所得税の税率：25%
- ②非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際との関係がない場合、中国国内源泉所得について企業所得税の適用税率は20%とするが、優遇により10%の税率で企業所得税を徴収する。

(2) 税収優遇措置

- ①国家が重点的に発展を援助、奨励する産業およびプロジェクトに対し、企業所得税において優遇措置を与える。
- ②企業の次の各号に掲げる収入は免税収入とする。
 - (1)国債利息収入
 - (2)条件に合致する居住企業間の株式配当、利益配当等の権益性投資収益
 - (3)中国国内に機構、拠点を設置した非居住企業が居住企業から取得した当該機構、拠点と実際との関係のある株式配当、利益配当等の権益性投資収益
 - (4)条件に適合する非営利組織の収入
- ③企業の次の各号に掲げる所得は、企業所得税を免除、減額することができる。
 - (1)農業、林業、牧畜業、漁業関連の所得
 - (2)国が重点的に援助する公共インフラプロジェクトの投資経営による所得
 - (3)条件に適合する環境保護、省エネルギー・節水プロジェクトによる所得
 - (4)条件に適合する技術譲渡所得
 - (5)非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際との関係がない場合、中国

国内源泉所得

- ④条件に合致する小型の低利益企業：半減徴収優遇策が適用され、税率は20%である。
- ⑤国が重点的に援助する必要のあるハイテク企業：15%
- ⑥民族自治地方の自治機関は、当該民族自治地方の企業が納付すべき企業所得税の中、地方に帰属する部分について減額または免除を決定することができる。
- ⑦企業の次の各号に掲げる支出は、課税所得を計算するとき、追加控除できる。
 - (1)新技術、新製品、新製造方法の開発のために発生した研究開発費用
 - (2)障害者および国が雇用を奨励するその他就業人員を雇用し、支給する賃金
- ⑧ベンチャー投資企業は、国が重点的に援助、奨励するベンチャー投資に従事する場合、投資額の一定割合を課税所得額から控除することができる。
- ⑨企業の固定資産は、技術進歩等の理由により、加速減価償却が確かに必要な場合、減価償却年数を短縮し、または加速減価償却方法を採用することができる。
- ⑩企業が総合的に資源を利用し、国の産業政策の規定に合致する製品を生産し取得した収入は、課税所得額を計算するとき減算することができる。
- ⑪企業が環境保護、省エネルギー・節水、安全生産等に用いる専用設備を取得するための投資額は、一定の割合で税額を控除することができる。
- ⑫税収優遇の具体的方法は、国務院が規定する。

(3) 優遇政策の段階的措置

- ①「企業所得税法」公布前にすでに設立を認可されていた企業は、当時の税務に関する法律、行政法規の規定に従い、低税率の優遇を受ける場合、新企業所得税法施行後5年以内に順次過渡的に法定税率に移行する。そのうち、企業所得税率15%の税率が適用されている企業は、2008年には18%、2009年には20%、2010年には22%、2011年には24%、2012年には25%の税率に移行する。24%の税率が適用されている企業は、2008年から25%の税率が適用される。定期減免税の優遇を受ける企業は、国務院の規定に基づき、同法施行後も引き続き期限満了まで優遇を受けることができるが、利益未取得のため優遇を受けていない場合は、優遇期間は同法施行年度から起算する。
- ②法律により設立された対外経済合作と技術交流の発展のための特定区域内（深圳、珠海、スワトウ、厦門および海南経済特区を指す）および国務院が上記の区域特別優遇政策を実施するとすでに定めている区域（上海浦東新区を指す）内に新たに設立される国が重点的に支援するハイテク企業は、上記経済特区および上海浦東新区内で取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から2年目までは企業所得税は免除、3年目から5年目までは25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。国がすでに確定している奨励類に該当するその他の企業は、国務院の規定に従い減免税の優遇を受けることができる。

1-2. 関税、増値税

- (1) 関税の税率：中国政府は1991年から輸入関税の税率を13回引き下げた。2009年の関税率は平均9.8%である。2015年の平均関税率は9.8%を維持していた。
- (2) 輸入設備の免税：2009年1月1日より、「国務院による輸入設備税收政策の調整に関する通知」のうち、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、および契約に基づき上記設備に伴って輸入する技術および関連部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。

2017年7月28日より、「外商投資産業指導目録（2017年改正）」奨励類の範囲に該当する外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む）については、投資総額内で輸入する自社用設備及び契約に基づき上記の設備と共に輸入する技術及び関連部品、スペアパーツについて、「外商投資プロジェクトにおいて免税しない輸入商品目録」及び「輸入にあたり免税しない重大技術設備及び製品の目録」に列記された商品を除き、「輸入設備の税收政策の調整についての国務院の通知」（国発〔1997〕37号）並びに税関総署公告2008年第103号及びその他の関連規定に基づき関税を免除し、規定通りに輸入段階の増値税を徴収する。
- (3) 2009年1月1日より、「税関総署による外商投資における関連輸入税收政策のさらなる奨励に関する通知」に定める、外商投資企業および外商投資により設立する研究開発中心（R&Dセンター）が行う技術改良において輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。
- (6) 加工貿易企業が、外国投資者が無償提供する設備を輸入する場合、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。
- (7) 「WTO 関税評価協定」に基づき、輸出入関税条例が改正され、国際的に通用するルールに変更された。
- (8) 外資企業が中国に技術譲渡をする場合、増値税を免除する。外資企業（外資で設立する研究開発機構）が取得するロイヤルティーについては増値税を免除する。
- (9) 2009年1月1日より、地域にかかわらず、固定資産の仕入税額を控除することが認められる。また、2013年8月1日より、増値税改革の執行は全国まで拡大され、消費税の課税対象となるオートバイ、自動車およびヨットについては、その仕入税額を控除することが認められる。
- (10) QFII（適格外国機関投資家）が国内会社に委託し、中国国内で、証券取引業務に従事することにより得た価額差に関わる収入について、増値税を免除する。

（出所：法人税、関税、増値税）

2. 地域別優遇政策

中西部地域での投資を奨励するため、以下の優遇政策が講じられている。

- (1) 「中西部地区外商投資優勢産業目録」により認可された外商投資プロジェクトにより輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。また制限類と外商持株比率限定プロジェクトの設立条件を、東部地域より緩和する。
- (2) 外資による投資領域と外資企業の設立条件、持株比率の制限を緩和する。
- (3) 外資企業の資金貸付額を増やす。外国政府ローンと国際金融機構の優遇ローンは、主に当該地域の重要な基礎施設、環境保護建設プロジェクトに利用する。
- (4) 東部地域で事業活動を行う外資企業が、中西部地域へ再投資する場合、外資の比率が 25%を超える企業は、外資企業と同じ待遇を享受できる。
- (5) 沿海地区の外商投資企業が、中西部地区で外商投資企業および中国国内資本企業の経営管理を請け負うことが認められている。
- (6) 2011年1月から2020年12月31日まで、西部地区に設けられた「西部地区奨励類産業目録」に定められている産業プロジェクトを主たる業務とし、かつその当年度の主たる業務の収入が企業の収入総額の70%以上を占める企業は、企業からの申請を経て、主管税務機関が確認した上で、15%の低減税率により企業所得税を納付することができる。

上海市での投資を奨励するため、以下の優遇政策が講じられている。

<上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定>（滬府発[2017]9号、2017年2月1日より施行、有効期間は2022年1月31日まで）により、地域本部および本部型機構と認定された、上海市にある多国籍企業は、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき資金援助・奨励を得ることができる。また、資金管理、出入国手続の簡素化、人材誘致、通関便利化および区級政府からの支援の方面においても優遇政策を享受できる。

3. プロジェクト別優遇政策

国家重点奨励のエネルギー、交通などの領域に投資する外国投資者に対しては、政治リスク保険、契約実行保険、保証保険等の保険サービスを提供できる。

4. 保税区・特別奨励区内の優遇政策

中国国内の経済特別奨励区は、経済特区、経済技術開発区、ハイテク開発区、保税区の4つに大きく大別される。

4-1. 経済特区

中国政府は1980年に「広東省経済特区条例」を承認し、深セン、珠海、スワトウ（汕頭）に経済特区が相次いで設立され、1981年にはアモイ（廈門）、1988年には海南に経済特区が設立された。2010年にはカシュガル（喀什）、コルガス（霍爾果斯）新疆ウイグル自治区に経済特区が設立された。現在中国にはこの7つの経済特区がある。これらの経済特区は税制および行政審査認可権限の面で特に優遇されている（詳細は添付の「外商投資企業税収政策一覧」を参照）。

経済特区の特徴は次のとおり。①管理体制：相対的に独立した行政区域である。例えば海南島は1つの省、その他の特区は1つの市が単位となっている。②経済構造：工業が柱となり、それに貿易が組み合わさって発展する外向型総合経済となっている。③輸入関税：管理範囲内で輸入される生活消費財および市場の物資の多くが関税を減免される（経済技術開発区では規定どおりに関税が課される）。

（1）法人税制

経済特区（深圳、珠海、スワトウ、廈門および海南経済特区を指す）および上海浦東新区内で2008年1月1日（同日を含む）以後に登録登録を完了した、国が重点的に支援するハイテク企業は、経済特区および上海浦東新区内で取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から2年目までは企業所得税は免除、3年目から5年目までは25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。

国が重点的に支援するハイテク企業とは、核心となる自主知的財産権を有すると同時に、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」第93条に定める条件に合致し、かつ「ハイテク企業認定管理規則」に基づきハイテク企業に認定された企業を指す。

（2）輸入設備の免税

2009年1月1日より、「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」のうち、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、加工貿易において外国投資家が無償提供する輸入設備および契約に基づき上記設備に伴って輸入する技術および関連部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。

（3）その他の優遇政策

①プロジェクト審査認可権限

中国は、経済特区に對外経済活動についてやや大きな自主権とプロジェクト審査認可権限を与えている。

②輸出入貨物の関税優遇

「税関法」および「輸出入関税条例」に基づき、経済特区等の特定地区の輸出入貨物の関税に対し、関連規定に従い減税または免税等の税制優遇措置を与える。

4-2. 経済技術開発区

中国の経済技術開発区は1984年末に登場した。主に沿海地区に分布し、2015年3月末時点で219の国家クラスの経済技術開発区が設立されている（詳細は添付「経済技術開発区一覧」参照）。

経済技術開発区の特徴は、所在地の政府の直接の指導と管轄の下、何らかの特別政策が実施され、工業と科学技術産業が発展する経済区域という点である。先進的な工業・製造業およびハイテクプロジェクトを優先的に発展させることを主な目的としている。

(1) 輸入設備の免税

2009年1月1日より、「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」のうち、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、加工貿易において外国投資家が無償提供する輸入設備および契約に基づき上記設備に伴って輸入する技術および関連部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。

(2) その他の優遇政策

①生活消費財の免税

開発区内に居住する外国側人員が携行輸入して自ら用いる生活用品と交通手段（合理的数量に限る）については、関税と増値税が免除される。

②国の財政援助

国は開発区のインフラ整備用に低利の開発ローンを一定期間提供する。開発区の財政収入の増加分は一定期間、開発区に留保して使用することができる。これは中国政府の開発区建設に対する支援措置である。

③輸出製品の免税

開発区企業の製品を輸出する場合、国が別途定める少数の品種を除き、輸出関税と増値税が免除される。

4-3. ハイテク開発区

1991年3月、国務院は26の国家クラスのハイテク開発区の設立を承認した。ハイテク

開発区は主に、全国の各省都・市・自治区の条件の整った都市に分布している。現在までに中国政府が承認した国家クラスのハイテク開発区は 156 ある（詳細は添付「ハイテク開発区一覧」参照）。

ハイテク開発区は、所在地の市政府が指導し、省・市がハイテク産業の発展を目的として共同で設ける科学技術経済区域であり、ハイテクの認定を受けた企業だけが優遇政策を受けることができる。開発区の創設以来、中国政府は一連のハイテク産業開発区の優遇政策を制定し、「中華人民共和国科学技術進歩法」を公布・施行し、ハイテク開発区の発展をよりいっそう推進している。

（1）法人税制

企業所得税の優遇について、従来の区域優遇から産業優遇へと転換した。ハイテク開発区内であるか区外であるか、また外資企業であるか内資企業であるかを問わず、国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業には、15%の税率で企業所得税が徴収される。国が重点的に支援するハイテク企業とは、核心となる自主知的財産権を有すると同時に、次の条件に合致する企業を指す。

- ① 企業が認定を申請する際に、登録設立後 1 年以上であること
- ② 企業が自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品（サービス）に対して技術面でコアとなる効果を発揮する知的財産権の所有権を得ること
- ③ 企業の主要製品（サービス）に対してコアとなる効果を発揮する技術が「国が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること
- ④ 企業の直近 3 会計年度の研究開発費用が販売収入に占める割合が次の比率を下回らないこと

直近 1 年の販売収入	比率
直近 1 年の販売収入が 5,000 万元未満の企業	5%を下回らないこと
直近 1 年の販売収入が 5,000 万元から 2 億元未満の企業	4%を下回らないこと
直近 1 年の販売収入が 2 億元以上の企業	3%を下回らないこと

このうち、企業の中国国内で発生した研究開発費用の総額がすべての研究開発費用の総額に占める割合が 60 パーセントを下回らないこと

- ⑤ 直近 1 年のハイテク製品（サービス）収入が企業の当年度総収入の 60%以上を占めること
- ⑥ 研究開発および関連の技術革新活動に従事する科学技術者が企業の当該年度従業員総数の 10 パーセント以上を占めること
- ⑦ 企業の革新能力の評価が関連の要求に達していなければならない
- ⑧ 企業で認定申請する前の 1 年間に、安全、品質管理の重大事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生していないこと

ハイテク企業の認定条件や認定申請の手続、およびハイテク企業に対する管理監督等の

詳細については、「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」（国科発火〔2016〕195号）をご参照ください。

経済特区（深圳、珠海、スワトウ、厦門および海南経済特区を指す）および上海浦東新区内で2008年1月1日（同日を含む）以後に登記登録を完了した、国が重点的に支援するハイテク企業は、経済特区および上海浦東新区内で取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から2年目までは企業所得税は免除、3年目から5年目までは25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。

国が重点的に支援するハイテク企業とは、核心となる自主知的財産権を有すると同時に、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」第93条に定める条件に合致し、かつ「ハイテク企業認定管理規則」に基づきハイテク企業に認定された企業を指す。

ハイテク企業資格の有効期間は、証書発行日から3年とする。企業は、期間満了前の3か月間に再審査の申請を提出しなければならない。

（2）輸入設備の免税

その他の外商投資企業と同様に、国の定める奨励類投資プロジェクトに該当すれば、生産に欠かせない設備を関税免除で輸入することができる。

（3）ハイテク政策

ハイテク企業の開発する科学技術プロジェクトは、科学技術部の実施する「国家火炬（たいまつ）計画」に合致すれば、国の優遇ローン、税収優遇等の政策を受けることができる。

（4）ベンチャーキャピタル投資

国務院が承認した「ベンチャーキャピタル投資メカニズム確立についての若干の意見」は、ハイテク開発区内で率先して市場型投融資メカニズムを実施し、各種主体が多様な方式でハイテク開発区にリスク投資企業・技術評価機構・技術財産権（工業所有権）取引機構および投融資に関連する仲介サービス組織を設立することを奨励している。2003年に「外商投資創業投資企業管理規定」が公布され、外国投資家または外国投資家と中国法に基づいて登録設立された会社、企業、またはその他の経済組織は、上記規定に基づき中国国内でベンチャーキャピタルを経営内容とする外商投資企業（以下「ベンチャーキャピタル企業」という）を設立することができる。上記規定は、同時に、ベンチャーキャピタル企業は、会社制の組織形態、非法人制の組織形態（以下「非法人制ベンチャーキャピタル企業」という）のいずれの形態をとることもできると定めている。非法人制ベンチャーキャピタル企業の投資者は、ベンチャーキャピタル企業の債務に対して連帯責任を負うことができ、また投資者のうちのある者が連帯責任を負う必須投資者と

し、その他の投資家はその引き受けた出資額を限度に責任を負うと約定することができる。

(5) 研究開発センター

中国政府は2000年に「外国投資者の投資による研究開発センター設立の関連問題についての通知」を公布し、外国投資者が独資の研究開発センターを設立することおよび既に設立された外商投資企業の内部に独立の研究開発部門を設けることを奨励している。2009年1月1日より、「税関総署による外商投資をさらに奨励するための関連輸入税収政策に関する通知」(署税[1999]791号)において定める、外商投資企業および外商投資により設立する研究開発センターが技術改造プロジェクトを行うために輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、旧規定の範囲内において関税は引き続き免除する。自ら開発した技術の譲渡収益については増値税が免除される。新技術、新製品、新工程の開発のために生じる研究開発費用は、課税所得額を計算する際に無形資産として当期損益に計上しない場合、規定に従い事実に基づいて控除したうえで、研究開発費用の50%を加算して控除することができる。無形資産とする場合は、無形資産コストの150%として償却する。

4-4. 保税區

現在、中国国内には上海外高橋保税區のほか、大連、天津、青島、張家港、寧波、福州、スワトウ、アモイ象嶼、広州、深セン(福田、塩田港および沙頭角)、珠海、海口等に33の保税區がある。

保税區は税関が監督管理を行う特殊な区域である。保税區の本来の機能は、当該区域内では、外国から輸入された貨物を「保税」すること(すなわち関税の賦課が保留された状態で置いておくこと)ができるというものである。このため、外国から保税區に輸入される貨物は、保税區に入る段階では正式の通関手続きを行う必要はない。他方、保税區と非保税區(つまり中国国内の一般の地域)との間で貨物の出入りがある際には、輸出入貨物として通関手続きが必要である(「保税區税関監督管理規則」第13条等)。

保税區は本来、対外貿易、特に中継貿易や加工貿易の拡大・振興のために設置されるものである。かかる機能を担うため、保税區においては、保税區内で使用される生産物資・原料等の輸入や区内で生産された製品の輸出、中継貨物等について保税ないし免税をはじめとする様々な優遇が与えられている。また中国の場合、保税區は金融サービスの面についても一定の役割を担うことが期待されている。

保税區内に設立される外商投資企業はしばしば「保税區会社」と呼ばれる。保税區本来の機能からすると、保税區会社についても加工貿易、中継貿易、保税倉庫・物流業等がその経営の中心となるはずであるが、実際には(特に上海外高橋保税區において)、こうした本来の機能とは別に下記のような特殊な役割を担っている。

保税區、保税物流園区の企業は、「対外貿易法」「対外貿易經營者届出登記規則」およびその他の関連規定に基づき、貿易権を取得し、小売権を申請する。上記権限を取得した企業は、法に従い国内の保税區外の企業および個人（貿易権未取得の企業および個人を含む）と貿易を行うことができる。小売権を取得した外商投資企業は、法に従い、国内において小売に従事することができる（商務部、税関総署、商資字（2005）76号通知）

（1）法人税制

中国の保税區では属地原則による課税が行われるため、全国各地の保税區の税制優遇政策に差異が生じている。例えば、經濟特區、浦東新区、經濟技術開發區およびその他の地区の保税區の企業所得税の税率には開きがある。また、天津港保税區では開發區の税制優遇政策が適用され、經濟特區、浦東新区における保税區の税制優遇政策とは異なる。

「広州保税區管理規則」の規定によると、保税区内で加工輸出を行う生産型外商投資企業の所得税には15%の優遇税率を適用することができる。ただし、2008年1月1日より、5年以内に、徐々に25%の法定税率に移行する。そのうち、企業所得税15%の企業は、2008年は18%、2009年は20%、2010年は22%、2011年は24%、2012年は25%の税率とする。上記の過渡的優遇政策を受ける企業とは、2007年3月16日以前に工商等登記管理機関で登記設立された企業を指す。

（2）輸入設備の免税

保税區の輸出入貨物については輸出入許可証の受領が免除される。保税區のインフラ整備のために輸入する機器・設備およびインフラ資材、保税區行政機構および企業が輸入して自ら用いる建築材料・管理設備・事務用品および交通手段（小型乗用車を除く）、保税區企業が輸入する生産用燃料・生産設備および車両ならびに必要なメンテナンス用部品、輸出製品生産のために輸入する原材料・パーツ・エレメント・包装資材、中継貨物および保税區企業の輸出製品はいずれも免税とされる。

（3）その他の優遇政策

①外貨政策

「税関特殊監督管理区域外貨管理弁法」（2013年6月1日より施行）によれば、国家外貨管理局が別途定める場合を除き、税関特殊監督管理区域（保税區、輸出加工區、保税物流園区、越境工業區、保税港区、綜合保税區等の税関が封鎖監督管理を実行する特定の区域）内（以下区内という）の機構の外貨収支は、中国国内税関特殊監督管理区域外（以下中国国内区外）の外貨管理規定に基づき行う。区内と中国国内区外との間での物品貿易による取引は、人民元又は外貨建値で決済することができる。サービス貿易による取引は人民元建値で決済しなければならない。区内の機構の間での取引は、人民元又は外貨建値で決済することができる。区内の行政管理機構の各種の手数料は人民元建値で決済しなければならない。

らない。

②輸出による税金還付

保税區が設けられた後、国家税務局の規定および税関監督管理規則の規定により、国内貨物が保税區に入った場合は輸出とみなし、税金還付手続きを行うことができるようになった。また、「輸出貨物、労務増値税と消費税政策に関する通知」(財税[2012]39号)により、輸出企業あるいはその他の企業が税関の通関申告を経て、保税區内の企業あるいは海外企業に販売する場合は、輸出とみなされる。

③独立審査認可権限

保税區内に設立される保税區管理委員会は、保税區企業の管理を行い、当該地区の政府部門の指導を受ける。保税區企業は保税區管理委員会の認可を取り付け、保税區内の登記機関で登記された後に成立する。

5. その他優遇政策

5-1. 輸出奨励に関する政策

(1) 輸出奨励にかかる財政政策

輸出奨励にかかる財政政策とは、主に各種の輸出補助金のことを指す。輸出補助金は、輸出手当ともいい、政府が、自国の輸出商品の価格を下げ、国外市場における競争力を強化するために、商品の輸出に際して輸出者に与える現金の補助金または財政上の優遇のことである。

輸出税還付は、輸出補助金の一種である。輸出税還付とは、政府が、輸出商品の国内での製造および流通の過程ですでに納付された、国内の税金の全部または一部を輸出者に還付することを指す。輸出税還付は、輸出者にとって、販売コストおよび価格を抑え、競争力を高めるのに有利である。中国では、1985年から輸出税還付の政策が採られている。

輸出減税も、輸出者の製品コストの低減を助け、国際市場での競争力を高めるための措置である。具体的な措置としては、主に、(1) 各種の国内での直接税および間接税の減免、(2) 輸出税の減免などがある。

中国においても、輸出減税政策が採られている。輸出減税と輸出税還付の違いは、前者が輸出商品の製造、経営の過程でその措置が講じられるのに対し、後者は、輸出の過程、または輸出後の一定の時期において講じられる点である。

(2) 輸出奨励にかかるローン政策

輸出ローンとは、銀行が、自国の商品の輸出を奨励し、競争力を強化するため、自国の輸出者、外国の輸入者または輸入者側の銀行に提供するローンのことである。輸出ローン

は、通常、プラント、船舶、飛行機等の輸出の際に、輸出者側の銀行が提供する。

中国輸出入銀行が扱う輸出買主ローンは、国外の借入人に対して交付する中長期ローンで、輸入者から中国の輸出者への商品代金の支払いに用いられ、中国からの貨物および技術サービスの輸出を促進する作用がある。中国輸出入銀行の輸出買主ローンを利用する輸出者は、独立した企業法人でなければならない、中国政府が授権した機構の認定した輸出プロジェクト実施の資格を有し、ビジネス契約を履行する能力を備えていなければならない。輸出買主ローンの支援を受けるビジネス契約は、中国輸出入銀行の審査認可を経なければならない、かつ輸出貨物のうち、中国の要素が 50%を下回ってはならない等の基本条件を満たさなければならない。

輸出売主ローンは、国の産業政策および対外経済貿易政策の規定に合致する機械電気製品、ハイテク製品の調達または生産に必要な資金に適用される。輸出売主ローンの対象は、独立した法人格を有し、国の主管部門の認可を受けて機械電気製品、プラント設備およびハイテク製品の輸出経営権を有する企業である。借主となる企業は、主に国有企業、集団企業、株式制企業および中国側が実質的に支配している中外合弁企業等である。規定によれば、輸出商品の中国における製造部分は、中国の輸出原産地規則の関連規定に合致していなければならない。

5-2. 対外投資に関する政策

(1) 情報技術支援

国家発展改革委員会 (<http://www.sdpc.gov.cn>)、商務部投資促進事務局 (<http://tzswj.mofcom.gov.cn/>) が、投資先地域のマクロ経済の状況、投資環境、法律制度、行政管理制度および要素費用等の情報を提供している。

国別および業種別の情報提供に関しては、「中国対外投資促進国別/地域別報告書」「国別貿易投資環境報告書」「対外投資国別産業方向性リスト」が国から公布されている。中国輸出信用保険公司も、「国家リスク分析報告書」を定期的に公表しており、各国のリスクについてモニタリングおよび研究分析を行っている。

(2) 財政金融支援

中国において、対外直接投資のために直接金融支援を提供する機関には、主に中国輸出信用保険公司、中国輸出入銀行および国家開発銀行がある。中国輸出信用保険公司は、主に対外投資のために投資保険サービス等を提供する。中国輸出入銀行は、専門的な対外経済貿易のための政策銀行であり、各種の対外投資・提携についてローン支援を行っている。

2005年、財政部および商務部は、「対外経済技術協力特定資金管理規則」を共同で公布し、対外投資、国外における農業・林業および漁業に関する提携、対外請負工事、対外役務協

力、国外におけるハイテク研究開発プラットフォーム、対外設計コンサルティング等の対外経済協力業務に対して直接的な補助金等の特定資金支援を与えることを決定した。

外貨管理においては、中国では対外投資にかかる外貨管理を少しずつ緩和しており、リスク審査の取消、送金組戻し利潤保証金制度の取消、外貨購入枠制限の取消、発生した利潤を国外企業への増資または国外再投資に用いることの許可、外貨購入または国内の外貨ローンを利用した対外投資の許可等を含む規定を公布している。

(3) 投資保険と二国間または多国間の投資保護

現在、中国の海外投資保険は、中国輸出信用保険会社が引き受けており、主に対外直接投資における為替規制、戦争および政治的暴乱、政府の違約等の政治的リスクおよび一部のビジネスリスクについて保証する、政策的保険業務である。

「対外投資に対する金融支援の拡大」の指示を着実に実行するため、中国輸出信用保険会社は、2005年に国家発展改革委員会と共同で「対外投資の重点プロジェクトにかかるリスク保障システムの構築の関連問題に関する通知」を公布し、また2006年には国家開発銀行と共同で「対外投資の重点プロジェクトにかかる金融保険支援の拡大の関連問題に関する通知」を公布した。

二国間投資保護協定は、両国の政府が主体となって行う二国間投資の保護に関するものである。中国が関係国と締結した二国間投資保護協定は、外国投資家の中国に対する投資誘致、中国企業の「走出去」(海外進出)の支援、国際市場の開拓に重要な役割を果たしている。中国は、多くの国々と二国間投資保護協定を締結している。

1965年に採択された「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(「ワシントン条約」)の目的は、国と外国の私人投資家との紛争解決のために調停および和解の便宜を提供し、相互の信頼を促し、かつ私人の資本の国際的な流動を奨励することにある。

「国際投資紛争解決センター」(ICSID)の設立趣旨は、同条約の規定に基づき、各加盟国およびその他加盟国の国民との間の投資紛争について、調停および仲裁の便宜を提供することにある。中国は、1990年に当該条約に署名し、1993年2月6日に中国に対して発効した。中国企業は、対外投資において紛争が発生した場合には、同条約に基づき、ICSIDに調停または仲裁を申し立てることができる。

(4) 税務上の保護

中国の対外直接投資の促進にかかる税務上の保護としては、主に、納税者が中国と二国間租税協定を締結している国において納税する場合の減免、援助項目を引き受けている企業に対するみなし外国税額控除などの措置がある。

(出所：外資企業法、国務院から対外経済貿易合作部に転送された目下の外商投資のさらなる奨励に関する意見、中西部地区投資奨励に関する諸規定、西部大開発戦略のさらなる実施における企業所得税関連問題に関する公告など)

「外商投資企業税収政策一覧参照」

「経済技術開発区一覧参照」

「ハイテク開発区一覧参照」

外商投資企業税収政策一覧

2018-8-31

一、企業所得税率	分類	居住企業			非居住企業					
		小型低利益企業	ハイテク企業	その他	機構、拠点を設置済み				機構、拠点を未設置	
	国内源泉				国外源泉		国内源泉	国外源泉		
	実際の関係がある場合				実際の関係がない場合	実際の関係がある場合			実際の関係がない場合	
税率	25%	その他✓	その他✓	✓	✓		✓			
	20%	条件に合致する場合、半減徴収優遇策が適用され、税率は20%				適用税率✓			適用税率✓	
	15%		国が重点的に支援する企業は税率15%							
	10%					優遇税率✓			優遇税率✓	
	徴収しない							✓		✓

二、企業所得税法に定める優遇	1.免税となる収入	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国務院財政部門が発行する国債により取得する利息収入。 ➢ 条件に合致する居住企業間の株式配当、利益配当等の権益性投資収益。居住企業が連続して保有する公開発行されかつ上場して流通している株式で12ヵ月に満たない期間に取得した投資収益は含まない。 ➢ 中国国内に機構、拠点を設置した非居住企業が居住企業から取得した当該機構、拠点と実際のある株式配当、利益配当等の権益性投資収益。 ➢ 条件に適合する非営利組織の収入。
	2.企業所得税が免税、減税となる所得	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業、林業、牧畜業、漁業関連の所得。 ➢ 国が重点的に援助する公共インフラプロジェクトの投資経営による所得は、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から3年目までは企業所得税は免除し、4年目から6年目までは企業所得税を半減する。 ➢ 条件に適合する環境保護、省エネ・節水プロジェクトによる所得は、最初の生産経営収入の属する納税年度から起

	<p>算して、1年目から3年目までは企業所得税は免除し、4年目から6年目までは企業所得税を半減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1 納税年度内に、居住企業の技術譲渡所得が 500 万円を超えない部分については、企業所得税を免除し、500 万円を超える部分については、企業所得税を半減する。 ➤ 非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際との関係がない場合、中国国内源泉所得について 10%の税率で企業所得税を徴収する。
3. 税率の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条件に合致する小型の低利益企業（年間課税所得額が 100 万円以下）は、その所得を 50%に減じて課税所得額を計上し、20%の軽減税率により企業所得税を徴収する。 ➤ 国が重点的に支援する必要があるハイテク企業は、15%の軽減税率により企業所得税を徴収する。
4. 収入の減算	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「資源综合利用企業所得税優遇目録」に定める資源を主な原材料として、国の制限類および禁止類に該当せず、かつ国の業種関連標準に合致する製品を生産して取得する収入について、収入総額を 90%に減算することができる。
5. 追加控除	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新技術、新製品、新工程の開発のために生じる研究開発費用は、無形資産として当期損益に計上しない場合、規定に従い事実に基づいて控除した上で、研究開発費用の 50%を加算して控除することができる。無形資産とする場合は、無形資産コストの 150%として償却する。 ➤ 障害者を雇用する場合、障害者従業員に支給する実際の賃金を事実に基づき控除したうえで、障害者従業員に支給する賃金の 100%を追加控除することができる。
6. 加速償却	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業の固定資産は、技術進歩等の理由により、加速減価償却が必要なことが確かな場合、減価償却年数を短縮し、または加速減価償却方法を採用することができる。 ➤ 2014 年 1 月 1 日以降に購入した研究開発専用の機器、設備の単価は 100 万円超の場合、減価償却年数を短縮し、または加速減価償却方法を採用することができる。 ➤ 2014 年 1 月 1 日以降に購入した単価は 100 万円以下の研究開発専用の機器、設備および単価 5,000 元以下の固定資産の減価償却額は、当期原価費用に一括計上し損金算入することができる。 ➤ 2015 年 1 月 1 日以降購入した固定資産に関して、軽工業、紡績、機械、自動車の 4 重点業種に対し、耐用年数の短縮または加速減価償却方法の採用を認める。2014 年 1 月 1 日より、固定資産の加速償却等が認められる業種は特定 6 業種に限定されていたが、新たに 4 分野の重要業種が拡大された。2014 年の 6 業種は生物医薬品製造業、専用設備製造業、鉄道・船舶・航空宇宙とその他の運輸設備製造業、コンピュータ・通信とその他の電子設備製造業、計測機器製造業、情報コミュニケーション・ソフトウェアと情報テクノロジーサービス業を指す。
7. 重複課税の防止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 創業投資企業が持分投資により未上場の中小ハイテク企業に 2 年以上投資する場合、その投資額の 70%を、持ち分を保有して満 2 年になった年に、当該創業投資企業の課税所得額から控除することができる。当年度に控除しきれない場合は、以後の納税年度に繰り越して控除することができる。

	8.控除	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が所定の環境保護、省エネ・節水、安全生産等に用いる専用設備を購入し、実際に使用する場合、その投資額の10%を当年度の納税額から控除することができる。当年度に控除しきれない場合は、以後の5納税年度内に繰り越して控除することができる。
三、 関税	1.設備輸入	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保税區および輸出加工区内において、生産、建設および管理に必要な設備、物資および中継貨物を輸入する場合、輸入関税および増値税を免除する。 ▶ 2009年1月1日より、「税関総署による外商投資をさらに奨励するための関連輸入税収政策に関する通知」に定められる外商投資企業および「中西部地区外商投資優位産業目録」により認可された外商投資プロジェクトで輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、旧規定の範囲内で関税は引き続き免除する。
	2.製品輸出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸出制限に該当する製品を除き、輸出関税を免除する。輸出加工区企業および管理部門が国外から購入した生産用の設備、原材料、部品、建築物資および事務用品は、規定に従って税金を還付することができる。
四、増値税		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全国的に、製品の種類により税率を17%、11%、6%、0%の4段階とし、税法の規定する範囲に従って減免する。 ▶ 保税區および輸出加工区製品を当該区内で販売する場合は免除。
五、都市維持建設税		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資投資企業の増値税、消費税に対して都市維持建設税を徴収する。
六、耕地占有税		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外商投資企業が実際に占有する耕地面積を税額計算の根拠とし、規定の適用税額にて一括で徴収する。税額は平米当たり5元から50元の間とする。
七、環境保護税		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全国的に、大気や水の汚染物質、固体廃棄物、騒音を出している企業に対して、その量に応じて税金を課す。
八、外貨管理		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外商投資企業が経常項目において人民元を外貨に両替することを認める。 ▶ 保税區および輸出加工区内の加工貿易については銀行保証金制度を実施しない。
九、 地方 政府 が 規 定 す る 政 策 (各 政 策 の 具 体 的 内 容 の 詳 細 に つ い て は	1. 民族自治地方の企業所得税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省級人民政府の認可により期限を定めて減額または免除する。
	2. 奨励税収	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現地の財政部門の決定により、期限どおりに所得税を納付した外商投資企業に褒賞を与える。

各地の投資ガイドラインまたは関連の開発区条例を参照)	3. 減価償却	➤ 現地の財政部門の決定により、プロジェクトの状況に基づいて繰り上げ償却を実施する。
	4. 不動産税	➤ 省（市）以上の人民政府の審査確認により、一定期間、一定の比率で減免する。
	5. 費用割引優遇	➤ 現地政府が外商投資プロジェクトの業種、規模、技術レベル、費用納付方式等に基づき決定し、不動産使用賃料、エネルギー、水、電話通信、サービス等の費用については割引優遇を実施する。
	6. 損失補填	➤ 企業に損失が発生した場合、以後の年度の利益により補填することを申請できる。期間は最長でも5年を超えない。

注：1. 国務院規定：2000年1月1日より、地方が自ら税収を定め、先に徴収して後で還付するという政策を一律に停止する。

2. 一覧中に記載していない他の政策内容は、いずれも全国統一の規定に従う。

国家級経済技術開発区 一覧

北京市 1 ヲ所

北京経済技術開発区

天津市 6 ヲ所

天津経済技術開発区

西青経済技術開発区

武清経済技術開発区

天津子牙経済技術開発区

北辰経済技術開発区

東麗経済技術開発区

河北省 6 ヲ所

秦皇島経済技術開発区

廊坊経済技術開発区

滄州臨港経済技術開発区

石家荘経済技術開発区

唐山曹妃甸経済技術開発区

邯鄲経済技術開発区

山西省 4 ヲ所

太原経済技術開発区

大同経済技術開発区

晉中経済技術開発区

晉城経済技術開発区

内モンゴル自治区 3 ヲ所

フフホト経済技術開発区

巴彥淖爾経済技術開発区

呼倫貝爾経済技術開発区

遼寧省 9 ヲ所

大連経済技術開発区

營口経済技術開発区

瀋陽経済技術開発区

大連長興島経済技術開発区

錦州経済技術開発区

盤錦遼濱沿海経済技術開発区

瀋陽輝山経済技術開発区

鉄嶺経済技術開発区

旅順経済技術開発区

吉林省 5 ヲ所

長春経済技術開発区

吉林経済技術開発区

四平紅嘴経済技術開発区

長春汽車経済技術開発区

松原経済技術開発区

黒龍江省 8 ヲ所

ハルビン経済技術開発区

賓西経済技術開発区

海林経済技術開発区

ハルビン利民経済技術開発区

大慶経済技術開発区

綏化経済技術開発区

牡丹江経済技術開発区

双鴨山経済技術開発区

上海市 6 ヲ所

閔行経済技術開発区

虹橋経済技術開発区

上海漕河涇新興技術開発区

上海金橋輸出加工区 上海化学工業經濟技術開發区 松江經濟技術開發区

江蘇省 26 ヲ所

南通經濟技術開發区 連雲港經濟技術開發区 昆山經濟技術開發区
 蘇州工業園区 南京經濟技術開發区 揚州經濟技術開發区
 徐州經濟技術開發区 鎮江經濟技術開發区 吳江經濟技術開發区
 江寧經濟技術開發区 常熟經濟技術開發区 淮安經濟技術開發区
 鹽城經濟技術開發区 錫山經濟技術開發区 太倉港經濟技術開發区
 張家港經濟技術開發区 海安經濟技術開發区 靖江經濟技術開發区
 吳中經濟技術開發区 宿遷經濟技術開發区 海門經濟技術開發区
 如皋經濟技術開發区 宜興經濟技術開發区 溱墅關經濟技術開發区
 沭陽經濟技術開發区 相城經濟技術開發区

浙江省 21 ヲ所

寧波經濟技術開發区 温州經濟技術開發区 寧波大榭開發区
 杭州經濟技術開發区 蕭山經濟技術開發区 嘉興經濟技術開發区
 湖州經濟技術開發区 紹興袍江經濟技術開發区 金華經濟技術開發区
 長興經濟技術開發区 寧波石化經濟技術開發区 嘉善經濟技術開發区
 衢州經濟技術開發区 義烏經濟技術開發区 杭州余杭經濟技術開發区
 紹興柯橋經濟技術開發区 富陽經濟技術開發区 平湖經濟技術開發区
 杭州灣上虞經濟技術開發区 慈溪經濟技術開發区 麗水經濟技術開發区

安徽省 12 ヲ所

蕪湖經濟技術開發区 合肥經濟技術開發区 馬鞍山經濟技術開發区
 安慶經濟技術開發区 銅陵經濟技術開發区 滁州經濟技術開發区
 池州經濟技術開發区 六安經濟技術開發区 淮南經濟技術開發区
 寧国經濟技術開發区 桐城經濟技術開發区 宣城經濟技術開發区

福建省 10 ヲ所

福州經濟技術開發区 アモイ海滄台商投資区 福清融僑經濟技術開發区

東山經濟技術開發區 漳州招商局經濟技術開發區 泉州經濟技術開發區

漳州台商投資區 泉州台商投資區 龍岩經濟技術開發區

東僑經濟技術開發區

江西省 10 ヵ所

南昌經濟技術開發區 九江經濟技術開發區 贛州經濟技術開發區

井岡山經濟技術開發區 上饒經濟技術開發區 萍鄉經濟技術開發區

南昌小藍經濟技術開發區 宜春經濟技術開發區 龍南經濟技術開發區

瑞金經濟技術開發區

山東省 15 ヵ所

青島經濟技術開發區 煙台經濟技術開發區 威海經濟技術開發區

東營經濟技術開發區 日照經濟技術開發區 濰坊濱海經濟技術開發區

鄒平經濟技術開發區 臨沂經濟技術開發區 招遠經濟技術開發區

德州經濟技術開發區 明水經濟技術開發區 膠州經濟技術開發區

聊城經濟技術開發區 濱州經濟技術開發區 威海臨港經濟技術開發區

河南省 9 ヵ所

鄭州經濟技術開發區 漯河經濟技術開發區 鶴壁經濟技術開發區

開封經濟技術開發區 許昌經濟技術開發區 洛陽經濟技術開發區

新鄉經濟技術開發區 紅旗渠經濟技術開發區 濮陽經濟技術開發區

湖北省 7 ヵ所

武漢經濟技術開發區 黃石經濟技術開發區 襄陽經濟技術開發區

武漢臨空港經濟技術開發區 荊州經濟技術開發區 鄂州葛店經濟技術開發區

十堰經濟技術開發區

湖南省 8 ヵ所

長沙經濟技術開發區 岳陽經濟技術開發區 常德經濟技術開發區

寧鄉經濟技術開發區 湘潭經濟技術開發區 瀏陽經濟技術開發區

婁底経済技術開発区 望城経済技術開発区

広東省 6カ所

湛江経済技術開発区 広州経済技術開発区 広州南沙経済技術開発区
 惠州大亞湾経済技術開発区 増城経済技術開発区 珠海経済技術開発区

広西チワン族自治区 4カ所

南寧経済技術開発区 欽州港経済技術開発区 中国-マレーシア欽州産業園区
 広西-ASEAN 経済技術開発区

海南省 1カ所

海南洋浦経済開発区

重慶市 3カ所

重慶経済技術開発区 万州経済技術開発区 長寿経済技術開発区

四川省 8カ所

成都経済技術開発区 広安経済技術開発区 徳陽経済技術開発区
 遂寧経済技術開発区 綿陽経済技術開発区 広元経済技術開発区
 宜賓臨港経済技術開発区 内江経済技術開発区

貴州省 2カ所

貴陽経済技術開発区 遵義経済技術開発区

雲南省 5カ所

昆明経済技術開発区 曲靖経済技術開発区 蒙自経済技術開発区
 嵩明楊林経済技術開発区 大理経済技術開発区

チベット自治区 1カ所

ラサ経済技術開発区

陝西省 5カ所

西安経済技術開発区 陝西航空経済技術開発区 陝西航太経済技術開発区
 漢中経済技術開発区 神府経済技術開発区

甘肅省 5カ所

蘭州經濟技術開發区 金昌經濟技術開發区 天水經濟技術開發区
 酒泉經濟技術開發区 張掖經濟技術開發区

青海省 2 ヲ所

西寧經濟技術開發区 格爾木昆侖經濟技術開發区

寧夏回族自治区 2 ヲ所

銀川經濟技術開發区 石嘴山經濟技術開發区

新疆ウイグル自治区 9 ヲ所

烏魯木齊經濟技術開發区 石河子經濟技術開發区 庫爾勒經濟技術開發区
 奎屯經濟技術開發区 阿拉爾經濟技術開發区 五家渠經濟技術開發区
 准東經濟技術開發区 甘泉堡經濟技術開發区 庫車經濟技術開發区

(参考：商務部ウェブサイト <http://www.mofcom.gov.cn/xglj/kaifaqu.shtml>)

ハイテク産業開発区 一覧

番号	省 市	ハイテク区名称
1	北京市	中関村科技園区
2	天津市	天津濱海ハイテク技術産業開発区
3	河北省	石家荘ハイテク産業開発区
4		保定ハイテク産業開発区
5		唐山ハイテク産業開発区
6		燕郊ハイテク産業開発区
7		承德ハイテク産業開発区
8	山西省	太原ハイテク産業開発区
9		長治ハイテク産業開発区
10	内モンゴル自治 区	包頭稀土ハイテク産業開発区
11		呼和浩特金山ハイテク産業開発区
12		鄂爾多斯ハイテク産業開発区
13	遼寧省	瀋陽ハイテク産業開発区
14		大連ハイテク産業開発区
15		鞍山ハイテク産業開発区
16		営口ハイテク産業開発区
17		遼陽ハイテク産業開発区
18		本溪ハイテク産業開発区
19		阜新ハイテク産業開発区
20		錦錦州ハイテク産業開発区
21	吉林省	長春ハイテク産業開発区
22		延吉ハイテク産業開発区
23		吉林ハイテク産業開発区
24		長春浄月ハイテク産業開発区
25		通化医薬ハイテク産業開発区
26	黒龍江省	ハルビンハイテク産業開発区
27		大慶ハイテク産業開発区
28		齊齊哈爾ハイテク産業開発区
29	上海市	上海市張江ハイテク産業開発区
30		上海紫竹ハイテク産業開発区
31	江蘇省	南京ハイテク産業開発区
32		蘇州ハイテク産業開発区
33		無錫ハイテク産業開発区
34		常州ハイテク産業開発区
35		泰州医薬ハイテク産業開発区
36		昆山ハイテク産業開発区
37		江陰ハイテク産業開発区
38		徐州ハイテク産業開発区
39		武進ハイテク産業開発区
40		南通ハイテク産業開発区
41		鎮江ハイテク産業開発区

番号	省 市	ハイテク区名称
42		連雲港ハイテク産業開発区
43		塩城ハイテク産業開発区
44		常熟ハイテク産業開発区
45		揚州ハイテク産業開発区
46		淮安ハイテク産業開発区
47		宿遷ハイテク産業開発区
48		浙江省
49	寧波ハイテク産業開発区	
50	紹興ハイテク産業開発区	
51	温州ハイテク産業開発区	
52	衢州ハイテク産業開発区	
53	蕭山臨江ハイテク産業開発区	
54	嘉興秀洲ハイテク産業開発区	
55	湖州莫干山ハイテク産業開発区	
56	安徽省	
57		蕪湖ハイテク産業開発区
58		蚌埠ハイテク産業開発区
59		馬鞍山慈湖ハイテク産業開発区
60		銅陵獅子山ハイテク産業開発区
61	福建省	福州ハイテク産業開発区
62		アモイ火炬ハイテク産業開発区
634		泉州ハイテク産業開発区
64		莆田ハイテク産業開発区
65		漳州ハイテク産業開発区
66		三明ハイテク産業開発区
67		竜岩ハイテク産業開発区
68	江西省	南昌ハイテク産業開発区
69		新餘ハイテク産業開発区
70		景德鎮ハイテク産業開発区
71		鷹鷹潭ハイテク産業開発区
72		撫州ハイテク産業開発区
73		贛州ハイテク産業開発区
74		吉安ハイテク産業開発区
75	山東省	済南ハイテク産業開発区
76		威海火炬ハイテク産業開発区
77		青島ハイテク産業開発区
78		濰坊ハイテク産業開発区
79		淄博ハイテク産業開発区
80		済寧ハイテク産業開発区
81		煙台ハイテク産業開発区
82		臨沂ハイテク産業開発区
83		泰安ハイテク産業開発区
84	棗庄ハイテク産業開発区	

番号	省 市	ハイテク区名称
85		萊蕪ハイテク産業開発区
86		德州ハイテク産業開発区
87		黄河三角洲農業ハイテク産業開発区
88	河南省	鄭州ハイテク産業開発区
89		洛陽ハイテク産業開発区
90		安陽ハイテク産業開発区
91		南陽ハイテク産業開発区
92		新郷ハイテク産業開発区
93		平頂山ハイテク産業開発区
94		焦作ハイテク産業開発区
95	湖北省	武漢東湖新技術開発区
96		襄陽ハイテク産業開発区
97		宜昌ハイテク産業開発区
98		孝感ハイテク産業開発区
99		荊門ハイテク産業開発区
100		随州ハイテク産業開発区
101		仙桃ハイテク産業開発区
102		鹹寧ハイテク産業開発区
103		黄岡ハイテク産業開発区
104	湖南省	長沙ハイテク産業開発区
105		株洲ハイテク産業開発区
106		湘潭ハイテク産業開発区
107		益陽ハイテク産業開発区
108		衡陽ハイテク産業開発区
109		郴州ハイテク産業開発区
110		常德ハイテク産業開発区
111	広東省	広州ハイテク産業開発区
112		深セン市ハイテク産業開発区
113		中山火炬ハイテク産業開発区
114		佛山ハイテク産業開発区
115		惠州仲愷ハイテク産業開発区
116		珠海ハイテク産業開発区
117		東莞松山湖ハイテク産業開発区
118		肇慶ハイテク産業開発区
119		江門ハイテク産業開発区
120		源城ハイテク産業開発区
121		清遠ハイテク産業開発区
122	汕頭ハイテク産業開発区	
123	広西チワン族自治 区	南寧ハイテク産業開発区
124		桂林ハイテク産業開発区
125		柳州ハイテク産業開発区
126		北海ハイテク産業開発区
12706	海南省	海口ハイテク産業開発区

番号	省 市	ハイテク区名称	
128	重慶市	重慶ハイテク産業開発区	
129		璧山ハイテク産業開発区	
130	四川省	成都ハイテク産業開発区	
131		綿陽ハイテク産業開発区	
132		自貢ハイテク産業開発区	
133		樂山ハイテク産業開発区	
134		瀘州ハイテク産業開発区	
135		攀枝花釩鈦ハイテク産業開発区	
136		徳陽ハイテク産業開発区	
137		内江ハイテク産業開発区	
138		貴州省	貴陽ハイテク産業開発区
139			安順ハイテク産業開発区
140	雲南省	昆明ハイテク産業開発区	
141		玉溪ハイテク産業開発区	
142	陝西省	西安ハイテク産業開発区	
143		宝鷄ハイテク産業開発区	
144		楊凌農業ハイテク産業示範区	
145		渭南ハイテク産業開発区	
146		榆林ハイテク産業開発区	
147		鹹陽ハイテク産業開発区	
148		安康ハイテク産業開発区	
149		甘肅省	蘭州ハイテク産業開発区
150	白銀ハイテク産業開発区		
151	寧夏回族自治区	銀川ハイテク産業開発区	
152		石嘴山ハイテク産業開発区	
153	青海省	青海ハイテク産業開発区	
154	新疆ウイグル自治区	ウルムチハイテク産業開発区	
155		昌吉ハイテク産業開発区	
156		新疆生産建設兵団石河子ハイテク産業開発区	

注：蘇州工業園は国家ハイテク区と同様な政策を享受する。

(出典：科学技術部ウェブサイト <http://www.most.gov.cn/gxjscy/fq/gxjsgxqml/>)